

**「明治改元150年記念シンポジウム」**  
**企画運營業務委託に係るプロポーザル募集要項**

「明治改元150年記念シンポジウム」企画運營業務（以下「本業務」という。）委託に関し、次のとおり受託希望者を募集する。

**1 事業概要**

平成30年は、明治改元から150年の節目の年に当たることから、京都市では、明治期の先人の志、知恵、行動、まちづくりの哲学等を学び、今と未来に活かす「明治150年・京都のキセキ・プロジェクト」を展開している。

この取組の一環として、明治改元の詔書が発せられた10月に、先人たちの偉業が現代に果たした役割等について、次代に伝え将来を切り開く教訓を引き出すシンポジウムを開催する。

**2 委託期間**

契約締結日から平成30年11月30日（金）まで

**3 委託金額の上限**

金1,600,000円

※消費税及び地方消費税相当額を含む。

※本業務の実施に係る費用は、全て、上記委託金額の範囲内とする。

**4 委託業務の内容**

別紙仕様書のとおり

**5 応募資格要件**

受託希望者は、次の要件全てを満たしているものとします。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること。または、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者
- (2) 京都市長から入札参加停止の措置を受けている期間中でない者
- (3) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者でない者
- (4) 提案した内容を遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有している者

## 6 資料の提出

### (1) 提出資料

- ア プロポーザル参加申込書（様式1）を平成30年8月8日（水）午後5時までに、ファックスにて当課へ提出（印不要、着信確認必要）
- イ 参加資格要件を満たすことが確認できる資料（誓約書（様式2）、企業・団体概要、直近3事業年度の決算書） 1部
- ※ 企業・団体設立年により3事業年度提出できない場合は、提出可能な範囲で構わない。
- ウ 企画提案書 4部
- 表紙は（様式3）を使用することとし、この他、特に様式は定めない。仕様書を踏まえ、効果的かつ円滑な業務に資する事業計画の提案書を提出すること。なお、以下の事項については全てを記載すること。
- ・シンポジウム当日の企画に関する提案
  - ・シンポジウムの広報に関する提案
  - ・実施スケジュール
  - ・業務の実施体制
- エ 受託希望者の活動実績（様式自由） 4部
- 特に、本業務に類似する事業等の実績がある場合は、内容が分かる資料を提供してください。
- オ 経費見積書（様式自由） 1部
- あて先は京都市長とし、代表者印を押印すること。

### (2) 提出締切日

プロポーザル参加申込書以外の書類は、平成30年8月20日（月）午後5時必着（直接持参又は郵送）

※ 郵送の場合は、書留郵便で送付してください。なお、郵便不着の場合は、応募がなかったものとみなしますので御注意ください。

### (3) 問合せ先及び提出先

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課（担当：横下，岩田）

〒604-8006

京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394番地 Y・J・Kビル2階

TEL 075-366-0033

FAX 075-213-3181

(4) 仕様書等に関する質問期限及び回答

本要項及び仕様書等に対して質問できるものは、上記「5 応募資格条件」を満たしているものとする。

ア 質問期限

平成30年8月7日（火）午後5時

※期限後の質問は一切受け付けない。

イ 質問方法

質問書（様式自由）を上記（3）までFAXにて送付すること。

ウ 回答方法

平成30年8月8日（水）午後5時に、全ての質問に対する回答書をEメールにより、プロポーザル参加申込書提出のあった全者に送信する。

(5) 費用負担

提案に要する費用については、全て参加者の負担とする。

## 7 審査

(1) 審査方法

審査委員会において、以下（4）に示す審査基準に基づき、企画提案書等の提出書類の審査により（必要に応じてヒアリングを行う。）総合的に評価し、受託候補者を選定する。

なお、参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・決定を行う。

(2) 審査委員会の体制

審査委員会は、以下の3名で構成する。

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課担当課長

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課担当係長

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課担当職員

(3) 審査結果の通知及び公表

審査の結果については、平成30年8月24日（金）までに、各応募者に通知するとともに、選定の結果、参加した事業者及び評価点その他契約相手方を選定した理由が分かる情報を公表する。

(4) 審査基準

以下の1～6の項目について、それぞれの記載する視点に基づき審査する。

	審査項目	配点	合計
1	<b>実績等</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 会社設立からの年数 (2点)</li><li>・ 実績 (同種・類似業務実績を有しているか) (3点)</li></ul>	5点	100点
2	<b>企画運営</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 企画内容は、開催目的等について十分理解し、それに沿った企画となっているか。(15点)</li><li>・ 多くの人に関心を持っていただけるように、シンポジウム等の内容が工夫されているか。(15点)</li><li>・ 事業を広く周知でき、誘客が期待できる効果的な広報宣伝となっているか。(15点)</li><li>・ 企画は明治150年のPRにつながる内容となっているか。(10点)</li><li>・ 当日の運営等が十分に安全に配慮されたものとなっているか。(10点)</li></ul>	65点	
3	<b>業務実施体制</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 業務全体を円滑かつ安定的に遂行できる運営体制がとられているか。(5点)</li><li>・ 実施スケジュールは、効果的で適切なものとなっているか。(5点)</li></ul>	10点	
4	<b>見積金額</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 企画に応じた見積金額となっているか。(5点)</li></ul>	5点	
5	<b>その他評価</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 他の企画提案との比較等を踏まえ、創造性又は新規性等において評価できる要素はあるか。(10点)</li></ul>	10点	
6	<b>京都市公契約基本条例との関係</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 本市区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業者かどうか。(5点)</li></ul>	5点	

## 8 契約手続

プロポーザルの実施後、本市が提示する仕様書及び受託候補者の提案内容を踏まえ、契約内容について協議し、合意に達した場合に契約を締結します。

受託候補者が契約内容に合意できない場合は、審査の結果、受託候補者の次に順位の高かった者と協議を行い、合意に達したときは、その者と契約します。その者と合意に達しないときは審査の結果の順位に従って協議を行います。

## 9 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 失格となる企画提案書  
企画提案書が次の事項の一つに該当する場合には失格となる場合があります。  
なお、失格となった場合は、別途通知するものとします。
  - ① 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの
  - ② 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
  - ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
  - ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- (3) 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、応募者の負担とします。
- (4) 提出された企画提案書は、受託候補者の選定以外には、応募者に無断で使用しないこととします。ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがあります。
- (5) 提出期限以降における提案書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 全ての提出書類は、返却しません。
- (7) 本事業の実施に係るスケジュールは次のとおりとします。
  - ・平成30年8月 3日(金) 募集開始
  - ・平成30年8月 7日(火) 質問受付締切(午後5時)
  - ・平成30年8月 8日(水) プロポーザル参加申込書提出締切(午後5時)  
質問回答(午後5時)
  - ・平成30年8月20日(月) 企画提案書等提出締切(午後5時)
  - ・平成30年8月24日(金) まで 受託候補者の決定